

現代の法律は果して吾々を殺さんと誓ふ保證をしてゐるか、反動時代に生れた吾々が不幸かも知れぬが、全國の農民組合を通じて起つた農民生活權保證の爲の法律をつくれの叫は遂に六十五議會に提出された、ドタシン場で貴族院に擡り演された。農村救済土木事業、農村問題が叫れて居る今日此の機を逃さず猛然吾々の要求を通さぬはならぬ。

可 決

八、電燈、電力料値下運動に關する件

大 中 勇 説明

可 決

九、地主町村保證に依る政府米貸下要求の件

徳 水 菊 藏 説明

政府米は現在一千五萬石有り、農民は金がない故に、

町村保證で貸下を要求せねばならぬ。 可 決

一〇、運動方針大綱確立の件

青 塚 謙 吉 説明

現下の福岡縣下の農家戸数は十四萬九千八百戸、内小作四萬八千戸にて、農家一戸當りの賃借平均千百五十圓、組織農民は約一割である。その一割が福佐、日農、全農縣聯、日農連同盟、皇國農民同盟に分れて居る。強力なる農民運動には之等組合の戦線統一が必要である。従來の縣聯の不協は手不足であつて板についた指導者を得なかつた事、財政の確立が出来なかつたこと、新幹部の養成せられなかつた事、本部と各地區出張所との連絡が取れなかつた事である。未組織農民大衆に温き手をさしのべると共に農民戦線統一に邁進したい。組合と政黨との關係は明らかにし政黨即農民